

世田谷区農地保全方針

平成21年10月23日
21世み政第459号

1. 背景

都市における農地は、農作物を生産するとともに、潤いのある景観やみどりとみずの環境保全、災害時の防災拠点等、多面的かつ公益的機能を発揮する貴重な空間である。

これまでも生産緑地の指定により農地保全を図ってきたが、相続によって生産緑地が売られる等、農地の減少が依然続いている現状に鑑み、「世田谷区農地保全方針」（以下「方針」という。）を定め、さらに世田谷の農地保全の取り組みを進める必要がある。

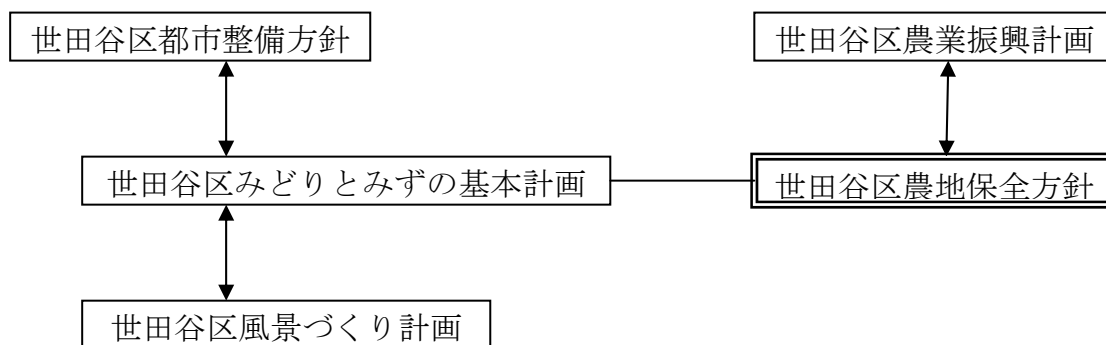
なお、農地の保全には、農地制度や税制度の改正も必要であり、区は、都市農地保全推進自治体協議会や都市農地懇談会等、都市農地保全に取り組む自治体と連携を図りながら、制度改正に向けた要望や提案を国等に対して行っている。今後制度改正された際には、改正内容を踏まえ、本方針を見直すこととする。

2. 方針の位置づけ

本方針は、「世田谷区みどりとみずの基本計画」の課題である都市農地減少の抑制のため、農地保全のための対応策について、農地保全方針として策定するものである。

また、農地の保全については、「世田谷区都市整備方針」、「世田谷区風景づくり計画」においても、貴重な財産として保全、活用していくとしており、本方針と各計画等との整合を図ることとする。

なお、世田谷農業の振興テーマとして、地産地消、区民参加・協働型農業への展開を掲げる「世田谷区農業振興計画」との整合を図る。



3. 農地保全方針

(1) 農地保全重点地区の指定

生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一堂で存する地区を農地保全重点地区に指定する。

農地保全重点地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした7地区とする。(別紙参照)

①既存計画に定める農地保全の方針が重なっているエリア

A. 「世田谷区都市整備方針」 “農地保全の位置づけがある地区”

B. 「世田谷区風景づくり計画」 “農地の風景界わい”

C. 「世田谷区みどりとみずの基本計画」 “農地の多い住環境エリア”

②農業振興の拠点となる公園があるエリア

(2) 農地保全重点地区のまちづくり

農地保全重点地区では、従来通り生産緑地制度により農地を保全するとともに、地区毎の特性に応じた農地等の保全策を講じたうえで、農業振興等拠点の整備を図る。

また、外かく環状道路関連事業により失われる生産緑地については、代替農地の提供ができる仕組みを構築し、保全を図る。

1) 農地等の保全

農地等の特性に応じて、次のうち必要な方策を講じ、区民等の協力を得ながら保全に努める。

①宅地化農地を生産緑地に追加指定する。

②宅地化農地を区民農園、苗圃等として活用する。

③屋敷林を市民緑地、保存樹林地等に重点的に指定する。

④保存樹林地の支援を拡充させていく。

2) 農業振興等拠点の整備

他の方策によっても保全できない農地について、次の条件をすべて満たす場合、区が用地取得のうえ、農業振興等の拠点機能として活用するために必要な整備を図る。

①都市計画公園・緑地の指定

農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、面積 1 ha 以上、または、群として合計面積 1 ha 以上で都市計画公園・緑地に指定すること。

②農業振興等拠点の整備

農地等の取得後は、次のいずれかの農園として活用すること。

A. 区民参加型農園

区民に、農作業等を通じて農業をより身近に感じてもらい、都市生活に潤いをもたらす欠かせないものとして認識を深められるレクリエーション機能を有するものとして整備する。

B. 教育・福祉農園

子どもの食育や環境教育、若年者・障害者等の自立支援等を目的とした活動プログラムを実施する農園を整備する。

C. 多様な農業者の育成・支援事業展開のための農園

農業後継者や農業サポーター等の養成、及び体験型農園や学校等が実施する農園の技術支援ができる人材の養成等を行う研修農園として整備する。

D. 農産物の生産力強化に向けた実験農園

農家の生産力や収益性の向上を図るため、農産物の試験栽培等を行う実験農園として整備する。

E. 緑化のための花苗の生産農園

地域緑化等で使用する花苗を生産するための農園として整備する。

③農業振興等拠点の管理運営

農園の管理運営については、実施する事業の内容に応じて、農業関係団体、区民活動団体、学校法人等と連携して行うこと。

農地保全重点地区

①北烏山・給田地区

③桜上水地区

②上祖師谷地区

⑦中町・深沢・等々力地区

⑤喜多見・宇奈根地区

④桜丘地区

⑥瀬田地区

凡例

- 農地率2.5%以上で、農地保全方針等の位置付けのある町丁目
- 農地の風景界限(風景づくり計画)
- 都市整備方針での農地保全地区
(・世田谷地域 土地利用構想図：農住地区・北沢地域 土地利用構想図：農住地区・玉川地域 水と緑の整備方針図：農地の活用・砦地域 土地利用構想図：農住地区・烏山地域 土地利用構想図：農住地区)
- 農地の多い住環境エリア(みどりのみずの基本計画)
- 農地率2.5%以上の町丁目

